

平成27年(行コ)第7号(原審平成23年(行ウ)17号／18号)

控訴人(原審原告) 前川盛治ほか

被控訴人(原審被告) 沖縄県知事／沖縄市市長

### 準備書面(ア)

(サンゴに関する主張の補充等)

平成27年9月2日

福岡高等裁判所那覇支部民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士

籠橋 隆明

鍋 口 崇

喜 多 自然

栗 山 知 子

齋 藤 祐 介

白 川 秀 之

長 谷 川 鈴 治

原 田 彰 好

日 高 洋 一 郎

間 宮 静 香

御 子 柴 慎

横 江 崇

松 本 撒 意

吉 浦 勝 正

宮 本 增 増

#### 1 控訴理由書における控訴人らの主張

控訴人らは、控訴理由書「第5、4」において、以下のとおり主張している。

#### 「4、サンゴ類について

(1) 原判決には、理由不備、判断の遺脱等の違法がある。

(2) 原判決の判示(79頁以下)

原判決の判示するところは大要以下のとおりである。

① 本件環境保全図書におけるサンゴ類の分布状況についての調査方法が不合理であると窺わせる事情は認められない。

② 本件環境保全図書における、サンゴ類に関する重要な自然環境の把握に誤りがあると認めることはできない。

③ 本件環境保全図書に本件埋立地内のサンゴ類について移植等の記載がないことをもって、サンゴ類に関する自然環境の把握が不十分であるとまで認めるることはできない。

(3) 上記①及び②について

ア、原判決の判示には、その結論を導く理由と結論との間に重大な齟齬が存在する。

イ、原判決は、「不合理であると窺わせる事情が認められない」調査方法として、「サンゴ類の分布状況については、平成20年5月、小型船を低速度で走らせながら、箱メガネによる船上目視観察とマンタ法（ボートに曳航された調査員が、調査範囲の海底を直接観察してサンゴ類の分布状況を記録する方法）による潜水目視観察をし、100平方メートル程度以上の範囲に集中して分布するサンゴ群集の有無を確認するとともに、代表的な場所に10メートル×10メートルコードラート（方形区）を敷設し、潜水目視観察で群集を構成するサンゴ類の種類や被度を観察する方法により、現地調査が実施されている。」を挙げている。

ウ、しかし、本件埋立地内のサンゴ群集についていえば、そもそも、平成17年7月12日の時点で、下記のとおりの規模のサンゴ群集の存在が事業者によって発表されている（甲C63）。なお、下記はいずれも100平方メートル程度以上の規模のものである。

①リュウキュウキッカサンゴを主体とする116m<sup>2</sup>及びオヤユビミドリイシを主体とする28m<sup>2</sup>の合計144m<sup>2</sup>のサンゴ群集

②ヤッコアミメサンゴを主体とする179m<sup>2</sup>のサンゴ群集

③ホソエダミドリイシを主体とする114m<sup>2</sup>及びスギノキミドリイシを主体とする434m<sup>2</sup>のサンゴ群集が連続する合計548m<sup>2</sup>のサンゴ群集

エ、少なくとも、上記（3）①～③のサンゴ群集については、原判決が判示する「小型船を低速度で走らせながら、箱メガネによる船上目視観察とマンタ法」を改めて用いるまでもなく、事業者が明確に把握している100平方メートル程度以上の範囲に集中して分布するサンゴ群集に該当することは明らかである。

オ、そして、原判決が判示する、「100平方メートル程度以上の範囲に集中して分布するサンゴ群集」内の代表的な場所に「10メートル×10メートルコードラート（方形区）を敷設し、潜水目視観察で群集を構成するサンゴ類の種類や被度を観察する方法」（スポット調査）を取ることであれば、上記（3）①～③のサンゴ群集についても、当該サンゴ群集内の代表的な場所に「10メートル×10メートルコードラート（方形区）を敷設し、潜水目視観察で

群集を構成するサンゴ類の種類や被度を観察するためのスポット調査地点が当然に設けられ、その調査結果が、本件環境保全図書の「表2.1.58(1)サンゴ調査（スポット調査）結果」との表に記載されていなければならないはずである（甲A6：2-84）。

カ、しかるに、本件環境保全図書には、そのような記載は皆無である。

キ、原判決は、上記のような事情が存するにもかかわらず、何故か、上記（2）①、②のとおり判示してしまっているのであり、原判決の判示に重大な理由不備の違法が存することは明白である。

（4）上記③（上記（2）原判決の判示の③）について その1

ア、原判決の判示には、理由不備、判断の遺脱の違法が存する。

イ、上記（3）のとおり、原判決が、「調査方法が不合理であると窺わせる事情は認められない」とする調査方法を用いていれば、当然に、本件環境保全図書に記載されていなければならない本件埋立地内のサンゴ群集について、同図書に記載がされていないことは前述のとおりである。

ウ、原判決には、この点につき既に理由不備の違法が存する。

エ、そして、本件環境保全図書に記載されていなければならない本件埋立地内のサンゴ群集について行われた移植の事実も、当該サンゴ群集の保全にとって極めて重要な事実であることから、本件環境保全図書に記載がないのは、環境保全図書としての重大な欠陥にあたることは明白である。

オ、この点を見落とし、「本件環境保全図書に本件埋立地内のサンゴ類について移植等の記載がないことをもって、サンゴ類に関する自然環境の把握が不十分であるとまで認めることはできない。」とする原判決の判示に、理由不備の違法、判断の遺脱の違法が存することは明白である。

（5）上記（2）③（上記（2）原判決の判示の③）について その2

ア、原判決の判示には、理由不備、判断の遺脱の違法が存する。

イ、原判決は、本件環境保全図書における、自然環境としての存在の把握という問題と、存在を把握した自然環境の価値についての評価の問題とを混同し、誤った結論を導き出している。

ウ、本件埋立地内に事業者がその存在を認め、控訴人らがその存在を主張するサンゴ群集が存在するという事実の存否は、環境保全図書における「自然環境としての存在の把握」という次元での問題である。

なお、この環境保全図書における「自然環境としての存在の把握」という次元の問題で、既に、原判決が重大な誤りを犯してしまっていることは前述のとおりである。

エ、そして、控訴人らが、上記サンゴ群集につき実施された移植についての問題

を指摘しているのは、「自然環境としての存在の把握」という次元の問題ではなく、その把握した自然環境の価値の程度についてどのような評価がなされるべきかという次元での問題としてである。

オ、この点、控訴人らは、

①原告ら準備書面（11）において、

「4) 被告沖縄県知事が上記のとおり自認する第I区域内にて確認された「10%を超えるような被度」のサンゴが存し、その保全の必要性が特別に高いことから、沖縄県において特別採補許可を出してまで、サンゴの移植を実行しているのである。

5) なお、事業者の発表内容を整理すると別表「第I区域内のサンゴ整理表」のとおりであり、第I区域内には、移植後も依然として、コノハシコロサンゴ、リュウキュウキッカサンゴ、ヤッコアミメサンゴ、オヤユビミドリイシ、ホソエダミドリイシ、スギノキミドリイシが合計約700m<sup>2</sup>も残っていることとなる。

6) しかるに、そのような、保全の必要性が高いサンゴの存在については、甲A6の「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」には一切記載がなく、また、国、沖縄県及び沖縄市と、事業者が一同に協力して実施されたサンゴ保全のための移植の事実、移植の目的、移植先のサンゴの状況、移植後に残されたサンゴの状況などについても、甲A6の「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」には一切記載がないのである。

7) 国、県、沖縄市が、上記のように特別の保全の必要性を認めているサンゴの存在につき、変更後の環境影響評価の手続の中では、その存在が一切無視され、サンゴ保全のための代償措置と位置づけることも可能な上記移植の事実すら、一切無視をして進められた変更後の環境影響評価における調査、予測、評価が科学的根拠に欠けるものであることは明白である。」などと主張し、

②原告ら準備書面（24）においては、

「1) 被告沖縄県知事は、「第I区域内のサンゴの移植については、NPOや沖縄市が実施したものであり、事業者が「保全の必要性が特別に高い」として実施したものではない。」などと強弁する。

2) しかし、原告ら準備書面（11）にあるように、相事業者である沖縄市は、「事業が進む第I区域内のサンゴにつきましては、本事業によりやむを得ず消失してしまうサンゴについて、その保全及び有効活用の観点から実行可能な範囲でNPOや国・県、そして漁協等をはじめとする関係企業の全面的な協力の下、昨年10月30日と11月1日の2日間実施したところでございます。移植にあたっては、沖縄県より特別採補許可を得て実施しました。」など

と報告しているところである（甲C64、65）。

3) また、沖縄県が作成する「沖縄県サンゴ移植マニュアル」によると、「サンゴの特別採補許可は、「試験研究、教育実習又は養殖を目的とした採取に限り」許可されるものであり、「移植を目的とした採補は原則許可されていません。」とある（甲C88）。

本件では、そのような原則的には許可されない「移植目的の採補」を特別に許可しているのであり、そこには、特別の保全の必要性が考慮されていることは何人の目にも明らかである。

4) 被控訴人沖縄県知事の主張が、本件埋立事業の事業者である沖縄県ではなく、沖縄県（農林水産部水産課）が所管しているものであるため、事業者としては、「特別の保全の必要性」を認めているわけではないなどという主張だとすれば、無責任極まりない態度である。

沖縄県（農林水産部水産課）が特別の保全の必要性を認めているものにつき、同じ沖縄県が、本件埋立事業の「事業者」としての立場や港湾管理者の長としての立場からは、「特別の保全の必要性」は認められないなどという主張をすることは許されるものではない。

そして、本件では、沖縄県（農林水産部水産課）等が特別の保全の必要性を認めているものにつき、生き埋め措置とする計画となっているのである。

5) 上記のような「環境保全に関し講じる措置を記載した図書」をもって、公有水面埋立法が規定する「環境保全につき十分配慮せられたるもの」との要件を充足するなどとは到底評価できるものでないことは明白である。」と主張しているところである。

③控訴人らの主張が、本件埋立地内に存在するサンゴ群集の価値の評価の問題について主張しているものであることは明らかである。

④そして、本件埋立地内に存在するサンゴ群集につき、沖縄県、沖縄市が、特別の保全の必要性を認めていることは、控訴人らの主張からして明らかなところである。

⑤原判決は、そのようなサンゴ群集の問題につき、「自然環境としての存在の把握」という次元での判示をしているだけで、存在するサンゴ群集の価値の程度についての評価の問題については一切判示をしていない。

⑥仮に、「分布域としてみたときに生息被度1%未満」なる評価が妥当するとしても、当該サンゴ群集の価値として、「特別の保全の必要性」が認められる高い価値が認められるのであれば、それは当然に保全されるべきであり、であるからこそ、現に、控訴人らが主張するような移植が実行されているのである。

⑦原判決は、この点につき、何ら判断を示していないのであり、原判決の判示

に理由不備、判断の遺脱の違法が存することは明白である。

⑧なお、原判決には、「本件埋立地内のサンゴ群集には、死亡したサンゴ群体も多く見られたとされている」との事情の引用している部分があるが、その引用元となる報告書は、「したがって、群集中央部の浅所に生息するサンゴ群体は、傾斜部と比較して新しく、ここ数年の間に再生した新しい群体が多いものと考えられた。」などと続けており、サンゴ群体が、全く死に体となっているわけではなく健全に再生をしていることを報告しているのであって（甲C63）、当該サンゴ群集が既に死に体となっているかのような誤った引用の仕方をしている原判決の判示部分には証拠を恣意的にねじ曲げ正しく評価していない違法が存するところである。」

2 控訴人らの上記「1」の主張に対する被控訴人沖縄県知事の答弁書における反論等は以下のとおりである。

#### 「(4) 同4について

争う。原判決に理由不備や判断の遺脱等といった違法はない。原審の判断は正当である。

ア 環境の保全に適正な配慮をして、事業を実施するという場合、その配慮の仕方としては、様々な方法が考えられるところであり、いずれを選択するかは第1次的には事業者の裁量に委ねられているものと解するのが相当である。

原審が判示するとおり、本件環境保全図書において、サンゴ類に関する重要な自然環境の把握に誤りがあると認めることはできない。（原判決80頁）

イ 控訴人らは、本件埋立地内のサンゴ群集について、本件環境保全図書に記載されていない旨主張する（控訴理由書【48及び49頁】ウないしキ（3））。

しかし、平成12年の公有水面埋立承認に基づき既に護岸で囲まれ土砂投入が開始されている区域については、事業者の環境保全措置として記載すべき事項とは考えていない。（被控訴人沖縄県知事・原審被告準備書面（11）【3頁】（6））

ウ a また、控訴人らは、本件環境保全図書に本件埋立地の区域内におけるサンゴ類の一部が移植された事実を記載しないことも問題である旨主張する（控訴理由書【49頁】（4））。

しかし、第I区域内のサンゴの移植については、NPOや沖縄市が実施したものではない。（被控訴人沖縄県知事・原審被告準備書面（11）【3頁】（4））

そして、第Ⅰ区域内のサンゴ移植は、事業者が実施主体ではないこと、及び実施主体にかかわらず実施済みの措置であることから、事業者の環境保全措置として記載すべき事項とは考えていない。（被控訴人沖縄県知事・原審被告準備書面（11）【3頁】（6））

b なお、控訴人らが本件環境保全図書にサンゴ類の一部移植を記載していないことを問題視していることに関して、原判決は、控訴人らが控訴理由書において引用する部分以外にも次のとおり判示している。

「平成17年に実施された上記確認調査（甲C63）によれば、本件埋立地内のサンゴ群集の面積は、合計約870平方メートル（約0.087ヘクタール）とされ、分布域としてみた場合のサンゴ類の生息被度は1パーセント未満であると評価されていることが認められる。そして、原告らの主張を前提としても、本件埋立地内のサンゴ群集の面積は、合計約980平方メートル（約0.098ヘクタール）にとどまり、本件埋立地の総面積（約96ヘクタール）に占める割合が高いとはいえない」  
（原判決【80及び81頁】）」

3 控訴人らの上記「1」の主張に対する被控訴人沖縄市市長の答弁書における反論等は以下のとおりである。

「(4) 4項（サンゴ類について）について（控訴理由書47頁）

ア (1) は争う。原審の判断は正当である。

イ (2) につき、控訴人らが要約する原判決の内容は認める。

ウ (3) ないし(5) は争う。原審の判断は正当である。」

4 控訴人らの反論等

1) 事業者が、恣意的に埋立区域内のサンゴ群集の存在を環境保全図書に記載しなかったことは明らかである。

(1) このことを被控訴人沖縄県知事は自認している。

このことは被控訴人沖縄県知事の控訴審における答弁書の下記記載からしても明らかである。

「控訴人らは、本件埋立地内のサンゴ群集について、本件環境保全図書に記載されていない旨主張する（控訴理由書【48及び49頁】ウないしキ(3)）。

しかし、平成12年の公有水面埋立承認に基づき既に護岸で囲まれ土砂投入が開始されている区域については、事業者の環境保全措置として記載

すべき事項とは考えていない。（被控訴人沖縄県知事・原審被告準備書面（11）【3頁】（6））

（2）したがって、原審の判断の結論を導くための理由としては、埋立区域内に関し、原判決が不合理なものとは認められないとした「小型船を低速度で走らせながら、箱メガネによる船上目視観察とマンタ法（ボートに曳航された調査員が、調査範囲の海底を直接観察してサンゴ類の分布状況を記録する方法）による潜水目視観察をし、100平方メートル程度以上の範囲に集中して分布するサンゴ群集の有無を確認するとともに、代表的な場所に10メートル×10メートルコードラート（方形区）を敷設し、潜水目視観察で群集を構成するサンゴ類の種類や被度を観察する方法により、現地調査が実施されている。」という調査方法が不合理なものか否か、を検討するのではなく、そもそも、埋立区域内のサンゴ群集を、本件環境保全図書における環境影響評価（調査、予測、評価）の対象から除外することが許されるのか否かという点についての検討を加え、それが許されるという結論にならなければならないはずである。

原審のサンゴに関する判示部分には、この点に関する判示は一切存しない。

2) 埋立区域内のサンゴ群集と埋立区域外のサンゴ群集とは、泡瀬海域に点在するサンゴ群集として、相互に密接な関係を有している。

埋立区域の内と外という境界は、人間の都合によって勝手に設定された境界であり、点在するサンゴ群集同士の生物学的なつながりを考慮した上で設定されたものではない。したがって、埋立区域内のサンゴ群集と埋立区域外のサンゴ群集とが、生物学的に、全くの無関係に存在しているなどという考え方はおよそ採用できるものではない。

3) 本件埋立事業が泡瀬干潟及び周辺海域の環境に与える影響を予測、評価するのであれば、本件埋立区域内の自然環境を除外した上で予測、評価することなどおよそ許されるものではない。

サンゴ群集についてみても、埋立区域内のサンゴ群集と埋立区域外のサンゴ群集とが、生物学的な観点から、どのような関係に立っているのかを明らかにした上で、埋立区域内のサンゴ群集が完全に消失することが埋立区域外のサンゴ群集にどのような影響を与えるのかを、予測、評価しなければ、本件埋立事業が、泡瀬干潟及び周辺海域のサンゴ群集を含む自然環境に与える影響を適切に予測、評価することなど不可能である。

本件環境保全図書では、そのような視点からの検討はなされていないし、原審の判断においても、そのような視点からの判示は一切存しない。

4) 被控訴人沖縄県知事が強調する、原審の「『分布域としてみた場合のサンゴ類の生息被度は1パーセント未満である』と評価されていることが認められる」との判示について

原審は、そもそも、そのような評価結果が事業者の報告書に記載されているという事実を引用しているだけで、事業者が為した生息被度1パーセント未満との評価が妥当か否かについては原審自身は全く検討をしていない。

そして、事業者の報告内容（甲C63）をみても、生息被度1パーセント未満という評価が、分布域をどこからどこまでの区間でその面積は何m<sup>2</sup>とみていて、その面積の中に、どの程度の被度・広がりをもつサンゴ群集が存在していることから、「生息被度1パーセント未満」としているのか等は不明である。

被控訴人らの主張によっても、この点については一切明らかにされていない。なお、逆に、被控訴人沖縄県知事は、「10%を超えるような被度も記録している」ことを訴訟上も自認しているところである。

結局、原判決の上記判示は、事業者の報告書に、根拠不明ではあるが「分布域としてみた場合のサンゴ類の生息被度は1%未満であるものと考えられた。」（甲C63）との記載があることをとらえ、その根拠不明な「事業者が生息被度1%未満と考えた」との事実のみを単に引用しているに過ぎないものである。

そのような判示が、何故、控訴人ら主張のサンゴに関する主張を排斥する理由になるのか謎である。

5) 被控訴人沖縄県知事が強調する、原審の「原告らの主張を前提としても、本件埋立地内のサンゴ群集の面積は、合計約980平方メートル（約0.098ヘクタール）にとどまり、本件埋立地の総面積（約96ヘクタール）に占める割合が高いとはいえない」との判示について

(1) 本件埋立地の区域は、事業者の判断で設定された区域であり、サンゴ群集に注目し、サンゴ群集の生物学的、科学的な分析の結果から設定された区域ではないことは明らかである。

(2) そのような、いわば、人様の都合によって区分された区域全体に占めるサンゴ群集の面積割合が高いかどうかを検討することに、サンゴ群集を生物学的、科学的に分析する上で、一体どのような意味があるのか全く謎である。また、その際、サンゴの種ごとに個々に個性・特性を有するサンゴ類につき、そのような個性・特性を一切無視し、ひとまとめにサンゴ群集という括りで検討することにも、サンゴ群集を生物学的、科学的に分析する上で、一体どのような意味があるのか全く謎である。

(3) 原審が示す、上記判示は、生物学的、科学的には全く意味のない、單なる数字に過ぎず、そのような非科学的な数字が、本件訴訟においてどのような意味をもつのか全く謎である。

#### 6) 原審における控訴人ら準備書面の誤記の訂正

原審「平成24年9月13日付準備書面(11)」において、控訴人らは、サンゴ群集に関する本件環境影響評価書(平成12年3月のもの)における評価基準につき、

「(2) 2000年(平成12年)の環境影響評価書では、

ア 「サンゴ類(生息被度10%以上の区域)を評価対象とした。」

イ 「価値レベルについては、サンゴ類(生息被度10%以上の区域)は、分布状況や被度の状況を考慮し、市町村的価値を当てはめて評価する。」

とされており、被度10%以上か未満かで、その保全につき雲泥の差が生じるところとなっている(甲C11:5-404頁)。」

としていた(同準備書面4頁)。

しかし、そもそも控訴人らが引用した本件環境影響評価書における上記「市町村的価値」との記載は本件環境影響評価書上の明らかな誤記であり、「都道府県的価値」が正しい記載であることから(甲C11:4-14参照)、原審における控訴人らの上記主張については、「市町村的価値」とあるのを「都道府県的価値」に訂正をする。

以上